

令和 3 年 9 月 27 日



容量市場 2021 年度メインオークションに係る事前監視の結果報告

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という）は、本年 10 月に電力広域的運営推進機関において実施予定の容量市場メインオークションに応札を予定している特定の事業者について、「容量市場における入札ガイドライン（以下「ガイドライン」という）」に基づき、「売り惜しみ」及び「価格つり上げ」等の問題となる行為がなされるおそれがないかという観点から「事前監視」を行いました。

本日、事前監視の結果をとりまとめましたので、以下の通り公表します。

監視の観点と監視結果

〔1〕監視の観点（市場支配力を有する事業者の監視）

- 容量市場において市場支配力を有する事業者（以下「市場支配的事業者^{注1}」という）が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しない又は期待容量^{注2}を下回る容量で応札すること（売り惜しみ）や電源を維持するために必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（価格つり上げ）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある。
- こうした観点から委員会は、ガイドラインに基づき、オークションへの応札前後において、市場支配的事業者による「売り惜しみ」や「価格つり上げ」等の問題となる行為を取り締まるべく、「事前監視」及び「事後監視」を実施することとしており、今般、以下〔2〕、〔3〕のとおり事前監視を実施した。

注1：前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配的事業者に該当する。2021 年度に実施される容量市場オークションでは、前年度実績及びそれを踏まえた制度変更を考慮し、500 万 kW 以上の発電規模を有する事業者とする。

注2：設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

〔2〕売り惜しみの事前監視

- 売り惜しみの事前監視では、売り惜しみにあたらぬ以下の正当な理由のうち「⑤上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合」にあたる電源について監視することとしており、当該電源の有無について、委員会より市場支配的事業者に対して明示的に確認を実施したが、申し出た事業者は確認されなかった。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）によって、リクワイアメント^{注3}を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

注3：維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと等

- ・ なお、応札しなかった又は期待容量を下回る容量で応札した電源が、正当な理由のうち①～④に該当するかどうかの確認は、応札受付期間終了後、売り惜しみの事後監視にて実施する。

〔3〕 価格つり上げの事前監視

- ・ 基準価格^{注4}以上の応札価格になる見込みの電源について、維持管理コストの考え方に基づき価格が算定されているか確認するとともに、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、問題となる電源は認められなかった。

注4：前年度のメインオークションにおける指標価格(9,425円/kW)

〔4〕 今後の監視対応について

- ・ 応札受付開始後には、事前監視で確認された価格を超えて応札されている電源はないか、当該監視を受けず基準価格以上で応札されている電源はないかという観点から監視を行う。
- ・ 応札受付終了後には、以下のとおり市場支配的事業者が有する電源を対象として売り惜しみ及び価格つり上げ等の問題となる行為がなかったかという観点から事後監視を実施する（なお、該当する電源が事前監視で確認した電源であった場合は、事後監視の対象外とする）。
 - 売り惜しみの事後監視では、「応札しなかった」又は「期待容量を下回る容量で応札した」電源について、理由の説明と根拠資料の提出を求める。
 - 価格つり上げの事後監視では、「約定価格を決定した電源と、その上下2電源」及び「事業者毎に、最も高い価格で応札した3電源（ただし、約定価格以上）」について、応札価格の算定方法及び算定根拠についての説明を求める。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 池田

担当者：宮嶋、井戸田、水町、佐々木、神田

電話：03-3501-1552(直通)